

独立行政法人国立病院機構釜石病院における 売店・清涼飲料水の自動販売機の設置・運営者公募の公告

令和7年4月1日からの当院における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための売店等の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和7年2月28日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構釜石病院長 岡田 千春

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構釜石病院における売店・清涼飲料水の自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店設置・運営の全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

本契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

なお、当院において病棟建替整備工事を予定しており、契約期間中に売店の引っ越しが伴う場合がありますのでご了承の事。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

① 法人等を設立して5年以上経過しており、売店等について、各々良好な運営実績が3年以上あること。※個人経営でも可である。

② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

③ 不正及び不誠実な行為がないこと。

④ 委託・再委託の禁止

一括再委託は禁止する。なお、一部再委託（総事業に占める再委託契約金額の割合が、二分の一未満。）の場合は、事前承認が必要。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

① 企画書提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

② 担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該事業に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③ 売店等の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④ 運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

⑤ 賃貸料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当部署

〒026-0053

岩手県釜石市定内町四丁目7番1号

独立行政法人国立病院機構釜石病院 専門職 栖原 卓也

電話 0193-23-0712

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和7年2月28日（金）から令和7年3月14日（金）まで（土、日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで）（1）の担当部署にて交付する。

(3) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

令和7年3月17日（月）17時00分までに（1）の担当部署に持参又は郵送とする。郵送の場合は書留とし、受領期限までに担当部署に必着とすること。

(4) 見積書開封日時

令和7年3月18日（火）11時00分

岩手県釜石市定内町四丁目7番1号

独立行政法人国立病院機構釜石病院会議室

(5) 選考結果の通知

文書にて通知 令和7年3月24日（月）までに第1交渉権者と評価内容を記載して発送。

4 その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は無効

(2) 契約書のヒヤリング 要（定期建物賃貸借契約による予定）

(3) 企画書のヒヤリング 必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口 上記「3.（1）」に同じ

(5) 詳細は入札説明書による。